

お客様各位

日中の暑さは続いておりますが朝夕はだいぶ涼しくなってきました。
皆様の夏は如何でしたか。

先日までオリンピックで盛り上がり、たくさんの感動を目の当たりにし「自分も頑張ろう！」と決意された方も多数いらっしゃるのではないのでしょうか。

あの素晴らしい感動を与えてくれた一流の選手たちは一般の人と何が違うのか。

「頑張ろう！」とするきっかけは普通の人と何ら変わらないでしょう。ただ日々の鍛練を習慣にし人一倍努力を重ね、そしてモチベーションを維持し自分が決意したことをやり抜いたことが結果として人に感動を与えられる選手となれたのではないのでしょうか。

そんなことを考えていた今朝、新聞をあけるとゴルフの宮里美香選手がアメリカツアーで優勝した記事が目飛び込んできました。そしてそこに女子プロゴルフの大先輩、森口祐子さんからの次のような主旨のお祝メッセージが掲載されていました。

「私が美香さんを初めて見たのは彼女が小2か小3のとき。他の子は「さあ、飛ばすぞ！」と明るい様子なのに、彼女はコツコツと“枯れた感じ”の練習を繰り返していました。でも「楽しい？」と聞いたら、小声ながらも「楽しいです」の返事。

彼女の強さの源は「同じことを繰り返す努力」ができること。思えば愚直さはその時からでした。・・・

小さい時から知っている彼女の努力が花開き私もうれしく思いました。次はメジャータイトルを目標に頑張ってください。」

やっぱりな、という思いです。

「楽しさ」「努力の継続」「愚直さ」

経営者として成功を目指す皆様にも充分参考になるメッセージのような気がしました。

まだ最後の暑さが残りますが、残暑に負けずに、実りの秋に向けて頑張ってください。

須黒会計インフォメーション

I N D E X

- 1 . 【経営情報】 チーム力
- 2 . 【会計税務】 住宅取得等資金贈与の非課税
- 3 . 【ヒント・ヒント】 月曜日雨
- 4 . 【お役立ち情報】 経営体力診断のご提案

1 . 【経営情報】 チーム力

【チーム力】

前回、“企業の繁栄は「人作り」がすべてと云っても過言ではない”とお話ししました。

今回は、その個々の能力を最大限に発揮し、大きな力に変えていく“チーム力”について考えたいと思います。

“チーム力”と言えば、ロンドンオリンピックで際立っていたのが、日本の“チーム力”のすごさ、素晴らしさです。多くの方が感動をしたのではないのでしょうか。

男女のサッカーや女子バレーボールなどのチームスポーツだけではなく、対戦時は個人同士で競っている卓球女子団体戦やフェンシング団体戦でも、メダル獲得の原動力となった“チーム力”について語られていました。

その中でも、競泳背泳ぎ 200mで銀メダルを獲得した時の入江陵介選手の言葉が特に印象に残っています。

「競泳は 27 人でひとつのチーム。27 人のリレーはまだ終わっていません」

この言葉を皆が思っていたから、競泳最後の競技である男女のメドレーリレーでメダルを手にした時の喜びが、監督やコーチ、そして参加していない選手までも含めて爆発したのでしょう。

喜びは倍増するんですね。

個人で競うよりチームで競うときに、実力以上の真価が発揮される。

改めて“チーム力”のすごさを実感しました。

皆様の会社の“チーム力”は如何でしょうか。

では、“チーム力”を高めていくにはどのようにしたらいいのか。

まず、社員同士の風通しをよくすることです。

チーム内でのコミュニケーションを濃密にして、仕事における情報やデータを共有し、仕事で得たノウハウを全員に伝えることで、共に戦う意識を持たせます。

次に、社員個々の能力がチームに与える影響力は計り知れません。だからこそ戦う集団になるために、個々の能力を高めることが必要になり、チーム全体が刺激され、競争心も沸いてきます。

キーワードは“共に戦う意識”です。

一人で戦うのではなく、共に戦える仲間だからこそ言いたいことが言え、受け止めることができるのです。

そこに信頼関係が築かれ、チーム力となってきます。

野球評論家の野村克也氏が“ノムラの考え”というコラムの中で言っています。

「団体競技とは、指揮官のビジョンの下に選手が結束し、共通の目標に突き進むべきものである。それを選手任せにしてしまえば、個人競技と化してしまう」

会社経営は団体競技です。

会社のビジョンの下に、共通の目標を掲げて、社員が結束して突き進んでいける“仕掛け”をしてみたいかがでしょうか。

それを行えるのはリーダーであるあなたしかいません。

2. 【会計税務】住宅取得等資金贈与の非課税

・改正前の内容

平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に、その直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、その翌年の3月15日までに一定の住宅用家屋（住宅用家屋とその敷地の用に供されている土地等）の取得、一定の増改築等をして、贈与を受けた全額をその取得等の対価に充て、その住宅用家屋に居住した場合には、住宅資金非課税限度額までの金額について、贈与税の非課税の適用を受けることができます。

・特定受贈者

この規定の適用対象となる特定受贈者とは、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の1月1日にお

いて20歳以上であって、その年分の合計所得金額が2,000万円以下である人をいいます。

・家屋の要件

家屋については、次の要件があります。

1. 登記簿上の床面積（区分所有家屋の場合には、その区分所有する部分の床面積）が50㎡以上であること。
2. 中古家屋の取得の場合には、築25年（耐火建築物以外の家屋は20年）以内であること。ただし、一定の耐震基準適合証明がされたものについては、建築年数の制限はありません。
3. 床面積の2分の1以上に相当する部分が居住専用であること。

・増改築の要件

増改築等については、自己の居住用家屋に対して行う増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えその他の工事のうち一定のもので次の要件があります。

1. 増改築等の工事に要した費用が100万円以上で、居住用部分の工事費が全体の工事費の2分の1以上であること。
2. 増改築等後の家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されること。
3. 増改築等後の家屋の登記簿上の床面積（区分所有家屋の場合には、その区分所有する部分の床面積）が50㎡以上であること。

・住宅資金非課税限度額

住宅資金非課税限度額は、次の金額とされています。

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 平成22年中の贈与 | 1,500万円 |
| 2. 平成23年中の贈与 | 1,000万円 |

・改正内容

平成24年度税制改正によって、住宅資金非課税限度額が次のとおり変更され、その適用期限が平成26年12月31日までの3年間に延長されました。

1. 取得等をした住宅用家屋が省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋である場合

a 平成24年中の贈与	1,500万円
b 平成25年中の贈与	1,200万円
c 平成26年中の贈与	1,000万円
2. 取得等をした住宅用家屋が1の住宅用家屋以外の住宅用家屋である場合

a 平成24年中の贈与	1,000万円
b 平成25年中の贈与	700万円
c 平成26年中の贈与	500万円

3.【ヒント・ヒント】 月曜日雨

なんとなくやる気が出ない月曜の朝、おまけに雨降り。このドヨーンとした心持、月曜病は日曜の夕方から始まっているそうです。この漠然とした不安は解消できるのか。

そもそも人間の悩み事は次の8つに分類できます。1.人間関係 2.金銭関係 3.健康関係 4.仕事関係 5.恋愛関係 6.自分関係（容姿や体形など）7.環境関係（住居や周辺）8.価値関係（宗教や信条）

そこで、これらの分野について、1.現在の不安・心配事、2.こうなったらいいと思う理想像、を書き出してみます。自分の本音と対峙して、不安を正直に文字化することによって、日曜の黄昏時のモヤモヤ感
は消えて行きます。

[習慣の専門家]佐藤 伝氏、企業実務搭載。

4.【お役立ち情報】経営体力診断のご提案

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1.経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2.マネージメント・パワー(社長ご自身の経営行動診断)

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。

////////////////////

須黒税務会計事務所

株式会社リードコンサルト

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-16

銀座アピタシオン 701・1004

TEL : 03-3542-9755 FAX : 03-3546-1788

E-MAIL : suguro-kaikei@sweet.ocn.ne.jp

URL : <http://www.suguro-tax.jp>

URL : <http://www.suguro-lead.com>

////////////////////